

只木ゼミ前期第 10 問検察反対尋問レジュメ

文責:2 班

I. 反対尋問

- 5 1. 弁護レジュメ 1 頁 21 行目に記載されている「間接正犯と同視できる実行行為性が認められる場合」とはどのようなことをいうか。
2. 弁護レジュメ 1 頁 24 行目に記載されている「現実的危険性」が認められるかどうかの判断基準は何か。
3. 間接正犯が問題となる事情のほとんどにおいて、間接正犯の成立が問題となる当人は直接実行行為を行っていないことから、弁護側の採用する実行行為性説では間接正犯の成立余地が極端に狭くなるのではないか。
- 10

以上